

問い合わせ（市外局番093）
 役場・教育委員会 …… ☎ 223-0881(代)
 町民会館 …… ☎ 223-0731
 芦屋中央病院 …… ☎ 222-2931
 中央公民館 …… ☎ 222-1681
 図書館 …… ☎ 223-3677
 山鹿公民館 …… ☎ 223-1892
 芦屋東公民館 …… ☎ 222-1981
 総合体育館 …… ☎ 222-0181
 芦屋釜の里 …… ☎ 223-5881
 芦屋歴史の里 …… ☎ 222-2555

健康・福祉

私でもできる、ボランティア

献血にご協力ください
 ▼とき 7月20日(日)・午前10時～午後3時30分(正午～午後1時は休み)
 ▼ところ 役場玄関前
 ▼内容 400ml献血
 ▼対象 男性は17～69歳、女性18～69歳で、体重が50kg以上の人。ただし、65歳以上の献血は、60～64歳に献血をしたことがある人のみ
 ※献血可能日を献血カードで確認してください。
 ※血液の安全性向上のため、受付時に、本人確認ができる証明書(運転免許証、健康保険証など)を提示してください。
 ※献血した人には粗品をプレゼントします。



はじめ、家でできる簡単な料理をつくりまします。
 できあいの惣菜で済ませている人や食事がワンパターンになりがちな人など、この機会にみんなで料理の腕をみがきませんか。
 ▼とき 7月21日(日)・午前9時30分～午後1時(受け付けは9時15分から)
 ▼ところ 中央公民館調理室
 ▼対象 町内に住んでいる男性
 ▼参加費 350円
 ▼定員 20人(先着順)
 ▼持ってくるもの エプロン、三角巾、手ふきタオル、スリッパ、筆記用具など
 ▼申し込み 7月14日(日)までに、健康づくり係(☎223局3533)へ

憩の家に涼みに来ませんか

町内3か所の老人憩の家は町内に住む60歳以上の人が無料で利用できます。熱中症予防のため、涼みに来てください。
 ▼とき 日～日・午前10時～午後4時
 ※入浴は午前11時～午後4時
 ※8月13日(土)～15日(日)は休館

ゼントします。
 ▼問い合わせ 健康づくり係(☎223局3533)

0歳児健康診査

●4か月
 ▼とき 7月12日(日)
 ▼受付時間 午後1時15分～1時30分
 ▼対象 平成28年2月15日～3月14日生まれの乳児
 ※ブックスタートで絵本をプレゼントします。
 ※お母さんの歯科診察をあわせて行います。
 ●10か月
 ▼とき 7月19日(日)
 ▼受付時間 午後1時15分～1時30分
 ▼対象 平成27年8月26日～9月22日生まれの乳児
 ●共通項目
 ▼ところ 町民会館大ホール
 ▼持ってくるもの 母子健康手帳、バスタオル、問診票とお母さんのお口の健康診査票(4か月健診のみ)
 ▼問い合わせ 健康づくり係(☎223局3533)
 ※4月から会場が変わりました。
 ※駐車場は、町民会館前または臨時駐車場(中ノ浜公園)。



▼ところ 寿楽会館Ⅱ西浜町7番13号(☎223局1343)、山鹿荘Ⅱ山鹿17番16号(☎223局2561)、鶴松荘Ⅱ高浜町23番31号(☎223局3379)
 ▼問い合わせ 芦屋町社会福祉協議会(☎222局2866)、役場高齢者支援係(☎223局3536)

高齢者能力活用事業 事業長(嘱託職員)を募集

▼募集人数 1人
 ▼業務内容 高齢者能力活用事業(シルバー人材活用)の運営・管理全般
 ▼採用条件 8月1日(日)からの勤務が可能で、建築・土木工事などの現場の管理監督経験が3年以上あり、4月1日現在、芦屋町に居住する55歳～69歳の人
 ※雇用契約は1年間で更新あり
 ▼勤務条件 日～日の午前8時30分～午後5時30分
 ※給与などは、社協規程によります。
 ▼申し込み 7月15日(日)までに、履歴書を記入・持参のうえ、芦屋町社会福祉協議会(☎222局2866)へ

国民健康保険からのお知らせ

■国民健康保険高齢受給者証を郵送します
 現在お持ちの高齢受給者証は、有効期限が7月31日です。7月下旬に、8月から有効の新しい受給者証を郵送します。古い受給者証は、8月になってから、処分してください。
 ▷対象 国民健康保険加入者で、70～74歳の人
 ■「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請
 国民健康保険では、認定証を医療機関に提示すると、外来や入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。また、世帯主と世帯の被保険者全員が町民税非課税の場合、入院したときに窓口で支払う入院時の食事代が減額されます。
 認定証が必要な人は、本人または家族が申請してください。
 ▷対象 国民健康保険加入者
 ▷持ってくるもの 国民健康保険証・国民健康保険高齢受給者証(持っている人)・印かん・所得証明書または非課税証明書(他市区町村からの転入者)
 ※現在お持ちの認定証は有効期限が7月31日(日)です。引き続き認定証が必要な人は、8月1日(日)～31日(日)に行う更新手続きにお越しください。
 ▷問い合わせ 保険年金係(☎223局3532)

1歳6か月児健康診査

▼とき 7月26日(日)
 ▼受付時間 午後1時15分～1時45分
 ▼ところ 町民会館大ホール
 ※4月から会場が変わりました。
 ▼対象 平成26年12月、27年1月生まれの幼児
 ※対象者には案内を送ります。
 7月19日(日)までに届かない場合は、問い合わせしてください。

2歳児歯科相談

▼とき 7月22日(金)
 ▼受付時間 新規Ⅱ午後1時～1時20分、再来Ⅱ午後0時50分～1時10分
 ▼ところ 役場3階31会議室
 ※4月から会場が変わりました。
 ▼新規の対象 平成26年6月、7月生まれの幼児
 ▼持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ、タオル、



アンケート(新規のみ)
 ▼問い合わせ 健康づくり係(☎223局3533)

※新規の対象者には案内を送ります。7月15日(日)までに届かない場合は、問い合わせしてください。
 ※必ず、歯みがきをしておいてください。
Mens'クッキングに参加してみませんか
 男性向けの料理教室です。料理初心者向けに料理の基礎から

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

■8月から被保険者証が新しくなります
 現在お持ちの保険証(柿色)は、有効期限が7月31日です。保険料の滞納がある人を除き、8月1日から1年間使用できる新しい保険証(桃色)を、7月下旬に簡易書留で郵送します。8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい保険証(桃色)を窓口で提示してください。
 ■限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります
 現在お持ちの減額認定証の有効期限は、7月31日です。
 減額認定証をすでに持っている人で、平成28年度の町民税が非課税世帯の人には、8月1日からの減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。
 ※減額認定証とは、町民税が非課税世帯の人が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担が減額されるものです。
 ※減額認定証を持っていない人が交付を希望する場合は、保険年金係で申請手続きが必要です。
 ▷申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証(保険証)・印かん
 ■28年度の保険料
 27年中の所得金額と世帯状況により、保険料額を決定します。7月中旬に郵送する「平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」で確認してください。
 ※世帯は、平成28年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。
 ▷問い合わせ 保険年金係(☎223局3532)または、福岡県後期高齢者医療広域連合(☎<092>651局3111)

福岡県介護保険広域連合職員採用試験(高校卒業程度)
 ▼職種 一般事務
 ▼受験資格 昭和63年4月2日～平成11年4月1日に生

まれた人
 ▼試験日 9月18日(日)
 ▼受付期間 7月20日(日)～8月5日(金)
 ▼試験地 福岡市
 ▼問い合わせ 福岡県介護保

険広域連合本部総務課総務係(☎<092>643局7055)
 ※詳細は、7月上旬に広域連合のホームページに掲載します。